

食品に関する営業を始める皆様へ ～営業届出の手引き～

「許可業種」及び「届出が不要な業種」を除き、すべての営業者は、営業の届出が必要になります。なお、営業許可を取得している施設であっても、届出に該当する営業を行う場合は別途届出が必要です。

手続きの流れ

インターネットから手続きをお願いします。

食品衛生申請等システム

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

営業施設がある区の衛生課の窓口でも手続きが可能です。



事業者登録

- 届出を行うにあたり、事業者登録が必要です。
- 担当者が事業者情報とパスワードを入力すると、IDが付与されます。
- 今後の変更等の手続きも同一のログインIDから行います。異なるIDからは手続きできませんのでご注意ください。

営業届の提出

- ログインIDとパスワードを入力します。
- 届出者情報と営業施設情報を入力します。
- 代表する営業届出業種（裏面参照）を選択し、登録します。

確認事項

- 「HACCPに沿った衛生管理」※を行わなければなりません。
 - 食品衛生責任者の設置※も必要です。
- ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造・加工業を除く

《食品衛生責任者の資格》

- 食品衛生監視員、食品衛生管理者となることができる人
- 調理師、製菓衛生師、栄養士、管理栄養士、船舶料理士
- と畜場法に規定する衛生管理責任者、作業衛生責任者
- 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する食鳥処理衛生管理者
- 都道府県知事等が行う講習会又は都道府県知事等が適正と認める講習会を受講した者

<営業届出業種>

区分	業種
販売業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）
	乳類販売業
	冰雪販売業
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）※
	弁当販売業
	野菜果物販売業
	米穀類販売業
	通信販売・訪問販売による販売業
	コンビニエンスストア
	百貨店、総合スーパー
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）
	その他の食料・飲料販売業

- 許可業種及び届出が不要な業種は除く。
- 学校、病院等の集団給食を含む。

※旧許可業種で喫茶店営業と区分されていた業種

区分	業種
製造・加工業	添加物製造・加工業（食品衛生法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）
	いわゆる健康食品の製造・加工業
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）
	農産保存食料品製造・加工業
	調味料製造・加工業
	糖類製造・加工業
	精穀・製粉業
	製茶業
	海藻製造・加工業
	卵選別包装業
	その他の食料品製造・加工業
	行商
上記以外のもの	集団給食施設
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの
	その他

営業届の書き方（窓口届出用）

- 紙で届出る場合、届出書はホームページから出力または営業施設がある区の衛生課でお受け取りください。
- 黒のボールペンか万年筆で、かい書で記入してください。

個人で届け出る場合

【届出：表面（下線の事項は必須）】

様式2

令和〇年〇月〇日

整理番号：※申請者、届出者による記載は不要です。

届出年月日

〇〇区保健所長

営業許可申請書・営業届（新規、継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 食品衛生申請等システムの『個人情報の取扱い』について、同意します。 ☒

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、非公開とする事項（以下）にチェックしてください。

☐ 届出者氏名 ☒ 届出者住所 ☐ 営業施設名称、屋号又は商号 ☐ 営業施設所在地 ☐ 営業施設連絡先

食品等事業者ログインID: 〇〇〇〇〇〇〇〇

申請者・届出者情報

郵便番号: 〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号: 〇92-000-0000	FAX番号: 〇92-000-0000
電子メールアドレス: fukuoka@xxx.jp	法人番号: ※法人のみ	
申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇二丁目〇番〇号 〇〇マンション〇〇〇号室		
(ふりがな) はかた はなこ		(生年月日) ※個人のみに
申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 博多 花子		昭和〇〇年〇〇月〇〇日生

営業施設情報

郵便番号: 〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号: 〇92-000-0000	FAX番号: 〇92-000-0000
電子メールアドレス: hakataya@xxx.jp		
施設の所在地 福岡市〇〇区〇丁目〇番〇〇号		
(ふりがな) はかたや		
施設の名称、屋号又は商号 博多屋		
(ふりがな) ふくおか たろう	資格の種類 食育・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥	食育・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥
食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂製若しくは使用された器具又は容器包装を製造する 営業者を除く。 福岡 太郎	受講した講習会 福岡県知事等の講習会	講習会名称 〇〇協会 令和〇年〇〇月〇〇日
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 調理食品	自由記載	弁当
自動販売機の型番 〇〇〇〇〇〇〇	業態	
HACCPの取組 ※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限り。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理		

業種に応じた情報

指定成分等含有食品を取り扱う施設	☐
輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	☐

営業届出

営業の形態	備考
1 弁当販売業	
2	
3	

担当者

(ふりがな) はかた はなこ	電話番号
担当者氏名 博多 花子	092-000-0000

届出年月日

☑をお願いします。

事業者登録時に発行されたID
未登録の場合、システムから登録をお願いします。
登録済みで不明な場合はヘルプデスク
(080-4953-0566)
に問い合わせてください。

営業施設の情報を記入

日本標準商品分類（総務省ホームページに掲載）を参照して記載してください。

記入不要

※該当する場合のみ☑

代表的な届出の業種を記入

保健所からの連絡等に利用することがあります。

※指定成分とは、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物であって、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定したもの（例）ブエラリア・ミリフィカ等

【裏面（青塗り箇所）：許可のみ】

申請者・届出者情報

法第55条第2項関係

該当には

☒

(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。

☐

(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。

☐

備考

起案

令和

年

月

日

決裁

令和

年

月

日

施行

令和

年

月

日

課長

係長

係員

決裁

裏面は記入不要

法人で届け出る場合

郵便番号：000-0000

電話番号：092-000-0000

FAX番号：092-000-0000

電子メールアドレス：fukuoka@xxx.jp

法人番号：※法人のみ 000000...00

申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地

〇〇県〇〇市〇〇区〇〇二丁目〇番〇号 〇〇マンション〇〇〇号室

(ふりがな) かぶしがいしゃ はかたしよくひん ふくはく じろう

(生年月日) ※個人のみのみ

申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

株式会社 博多食品 代表取締役 福博 次郎

年 月 日生

事業者登録時に発行されたID
(不明な場合はヘルプデスク(080-4953-0566)に問い合わせる)

届出者の情報を記入
法人番号を記入
生年月日は記入不要

※申請者・届出者情報以外は「個人で届け出る場合」と同様に記入してください。
不明な点は以下にお問い合わせください。

<各区衛生課 窓口>

名称	電話番号	所在地
東衛生課食品係	092-645-1111	福岡市東区箱崎2-54-27
博多衛生課食品係	092-419-1126	福岡市博多区博多駅前2-8-1
中央衛生課食品係	092-761-7356	福岡市中央区舞鶴2-5-1 あいれふ6階
南衛生課食品係	092-559-5162	福岡市南区塩原3-25-3
城南衛生課食品係	092-831-4219	福岡市城南区鳥飼5-2-25
早良衛生課食品係	092-851-6609	福岡市早良区百道1-18-18
西衛生課食品係	092-895-7095	福岡市西区内浜1-4-7